

鹿屋市告示第 146 号

鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付要綱

第1条中「障害者の」を「障がい者の」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金」に改める。

第3条中「なる者」の次に「（以下「助成対象者」という。）」を加える。

第5条中「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付申請書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付申請書」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

第6条中「に規定する」を「の規定による」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付決定及び交付確定通知書」に改める。

第7条中「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付請求書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付請求書」に改める。

第8条中「運転免許取得費の助成」を「助成金の交付の」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付決定簿」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付決定簿」に改める。

別記第1号様式中「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付申請書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付申請書」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金の」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金の」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付要綱」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付要綱」に、「第3条各号に規定する手帳」を「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に改める。

別記第2号様式中「図」を削り、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付決定及び交付確定通知書」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金に」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金に」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付要綱」を

「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付要綱」に改める。

別記第３号様式中「印」を削り、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付請求書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付請求書」に、「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付決定及び交付確定通知書」に改める。

別記第４号様式中「鹿屋市障害者運転免許取得費助成金交付決定簿」を「鹿屋市障がい者運転免許取得費助成金交付決定簿」に改める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。